

事業所税の概要

ア 意義

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である。

イ 課税団体 77団体（令和2年1月1日現在）

- ① 東京都（特別区の存する区域に限る。）
- ② 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
- ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市）
- ④ ②及び③以外の市で、人口30万以上の市で政令で指定するもの（48市）

ウ 納税義務者等

区 分	納税義務者	課税標準	税率（一定税率）	免税点
資産割	事業者	事業所 床面積	（昭和61年度以降） 600円/m ²	1,000m ²
従業者割		従業者 給与総額	（制度創設以来） 100分の0.25	100人

エ 税 収（平成30年度決算額）

既設分	（資産割）	2,694億円（71.2%）
	（従業者割）	1,089億円（28.8%）
合 計		3,783億円

※ 合計及び構成比については、端数処理の関係上一致しない場合がある。

オ 使 途

○地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）（抄）

第701条の73 指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

○地方税法施行令（昭和25年政令第245号）（抄）

第56条の82 法第701条の73第9号に規定する市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業
- 二 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- 三 一団地の住宅施設（住宅に附帯する通路その他の施設を含む。）の整備事業
- 四 流通業務団地の整備事業

(参考) 事業所税の課税団体一覧 (令和2年1月1日現在)

ア 東京都 (区部)

イ 地方自治法第252条の19第1項の市 (20市)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

ウ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市 (3市)

川口市、武蔵野市、三鷹市

エ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市 (5市)

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

オ 人口30万以上の政令で指定する市 (48市)

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

合計 77 団体